

裁 決 書

審査請求人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

代 理 人

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED]福祉事務所長

平成25年5月24日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が平成25年5月2日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

一 審査請求の趣旨

■■■■福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成25年5月2日付けで行った本件処分の取消を求めるものである。

二 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- 1 本件処分の理由について詳細な説明がなく、理解できない。
- 2 要否判定における請求人世帯の収入について、①請求人の妻の障害基礎年金及び母の老齢基礎年金の振り込み額を預貯金として認定したこと、②請求人の預貯金口座に入金された長女の奨学金を預貯金として認定したこと、③手持現金として申告した400円に、保護申請当日に食費等にあて既に費消した20,000円を加えた20,400円を手持金として認定したこと、以上について重大な過失がある。

第2 処分庁の弁明

1 弁明の趣旨

処分庁は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

2 事案の経過

- (1) 平成25年4月22日、請求人が妻及び母とともに生活相談のため来庁し、糖尿病、事故の後遺症による体調不良のため働くことができず困窮状態に陥った旨を申し立てるとともに申請意思を示したため、その場で申請書を交付したところ、申請書が提出され、同日付けで受理した。

申請人は、平成22年5月31日付け、平成22年8月4日付けで保護を申請し、いずれも却下されているが、平成22年11月8日から平成23年12月1日まで保護を受給している。

- (2) 4月24日、法第29条に基づき預貯金調査及び生命保険に係る調査を実施するため、各関係機関へ照会した。
- (3) 4月25日、法第29条に基づき戸籍・資産等の調査を実施した。
- (4) 4月26日、請求人宅を訪問し、「保護のしおり」に基づき生活保護制度について説明を行ったうえで、生活状況や身体状況、生活歴等について調査を実施した。なお、

この際には、前回受給時の保護台帳を参考として現況の確認を行うとともに、必要書類（預貯金通帳、自動車検査証等）につき承諾を得て写しを受領した。

- （5）4月30日、扶養義務調査を実施した。また、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]から預貯金調査の回答を受領した。
- （6）5月1日、医療機関及び調剤機関に対し医療費の確認を実施した。また、[REDACTED]から預貯金調査の回答を受領した。
- （7）5月2日、ケース検討会を実施し、さらに行うべき調査の有無及び要否判定の内容について検討の結果、資産（預貯金等）の活用により生活可能であるため、申請を却下することとし、処理を進めることとした。
- （8）同日、資産（預貯金等）の活用により生活可能であることにより、保護申請を却下する処分を決定した。
- （9）5月10日、請求人宅を訪問のうえ、保護申請却下通知書を手交し、預貯金等の資産を活用することにより最低生活を維持することが可能であるため却下となった旨説明し、理解を得た。

併せて、請求人の体調回復により仕事が再開できれば収入を得ることができ生活もよくなると思われるが、仕事ができない状況が長く続くようであれば、相談はいつでも受け付ける旨伝えとともに、固定資産税・国民健康保険税の減免申請手続きについて助言を行い、理解を得た。

3 弁明の理由

- （1）本件審査請求は、申請の却下理由について納得できる説明がないとの理由で行われたものと解する。
- （2）生活保護制度に係る理解が得られていたかについては、「2 事案の経過」の（1）記載のとおり、申請人は数度の保護申請歴・保護歴を有し、本件保護申請の機会を含めて複数回の制度説明を行ってきたものであり、その都度請求人からは理解した旨の意思表示を受けてきた。このことから、請求人は生活保護制度、被保護者の権利と義務等について理解していたものと解している。
- （3）本件に係る収入認定は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8に定めるところにより、請求人及び世帯員からの申告並びに法第29条調査の結果に基づいて行ったもので、正当な対応である。



(4) 請求人は、「2 事案の経過」の(9)に記載のとおり、本件審査請求に係る処分理由の説明を行った時点において理解を示し、特段の異議を申し述べなかったものであるが、5月13日以降、保護申請却下処分をはじめとした福祉事務所の対応に対する不満の申し出、抗議等を行うに至った。これらに対し、処分庁は請求人の理解を得るため真摯に対応し、所要の説明を行う等最大限の努力を払ってきたものである。

(5) 以上のことから、本件処分は法及び関係通知に従った適法な対応であり、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきである。

第3 審査庁の認定事実

(1) 請求人は、平成25年4月22日、傷病により稼働できず、生計が困難なことを理由に、保護を申請したこと。

処分庁に提出した資産申告書には、「現金」欄に400円、「預貯金」欄に81,790円の記載があったこと。

(2) 処分庁は、平成25年4月25日付けで法第29条に基づき年金に係る調査を実施した結果、請求人の妻が障害基礎年金、母が老齢基礎年金を受給していることを確認したこと。

また、妻の障害基礎年金131,083円、母の老齢基礎年金76,033円が4月15日に振り込まれていることを確認したこと。

(3) 処分庁は、平成25年4月26日に新規申請に伴う訪問調査を実施した際、請求人に「保護のしおり」に基づき、生活保護制度について説明したこと。

また、請求人が、野菜等を自給していること、年に一度、より電柱敷地料を受領していることを確認したこと。

(4) 処分庁は、短期大学に進学し別居している請求人の長女が、及びから奨学金の貸し付けを受けており、の奨学金は請求人名義のの口座に、の奨学金は請求人名義のの口座に振り込まれていることを確認したこと。

また、保護申請時において、請求人名義のの口座には299,081円、の口座には116,815円の残高を確認したこと。

の奨学金の振り込みは年4回(4月、7月、10月及び1月)であり、保護申請日の直近では、4月10日に振り込まれていること。

(5) 処分庁は、平成25年4月24日付けの法第29条に基づく調査の結果、平成25年4月22日時点において、請求人及び世帯員が、に116,815円及び

81,790円、[REDACTED]に299,081円、[REDACTED]に15,145円、[REDACTED]に14,287円の計527,118円の預貯金を保有している事実を把握したこと。

(6) 処分庁は、請求人の承諾を得て、世帯員の預貯金通帳のコピーを受理し、請求人の妻及び母が保護申請日にそれぞれ10,000円ずつ、計20,000円を口座から払い出した事実を把握したこと。また、この20,000円は、食費等の生活費に充てたと請求人から聴き取りし、払い出し日が申請日と同日だったことから、資産申告書に記載のあった400円と合わせ、計20,400円を手持金として認定したこと。

(7) 処分庁は、請求人世帯の平成25年4月から同年9月までの最低生活費を961,308円と認定したこと。

(8) 処分庁は、認定事実(2)及び(3)により、請求人世帯の1ヶ月当たりの定期的収入を次のとおり確認したこと。

- ・ 請求人の妻の障害基礎年金 65,541円
- ・ 請求人の母の老齢基礎年金 38,016円
- ・ 野菜自給 14,784円
- ・ 電柱敷地料 754円

また、必要経費として、請求人の母の介護保険料等を1ヶ月当たり3,265円、野菜の自給収入に係る控除額を6,321円と確認し、1ヶ月当たりの収入を109,509円と認定したこと。

(9) 処分庁は、認定事実(5)で認定した527,118円及び(6)で認定した20,400円の計527,118円を預貯金、手持金として認定したこと。

(10) 処分庁は、保護の要否判定に当たり、認定事実(8)で認定した1ヶ月当たりの定期的収入109,509円の6ヶ月分に相当する657,054円及び認定事実(9)で認定した預貯金、手持金の計547,518円の合計1,204,572円を収入充当額として認定したこと。

(11) 処分庁は、平成25年5月2日のケース検討会において、認定事実(7)及び(10)により、最低生活費と収入充当額の対比を行い、保護の要否判定の結果、請求人の保護申請を却下することとしたこと。

(12) 処分庁は、平成25年5月2日付けで、資産(預貯金等)の活用により生活可能であることを理由に、請求人の保護申請の却下処分に係る事務処理を行ったこと。

(13) 処分庁は、平成25年5月10日に家庭訪問した際、請求人及び世帯員と面接し、資産活用(預貯金等)をすることで最低生活維持が可能なため保護申請を却下したと

伝えたこと。

- (14) 平成25年5月2日付けの保護申請却下通知書には、却下の理由が「資産活用（預貯金等）により生活可能によります。」と記載されていること。

第4 判断

- (1) 本件保護申請却下処分に係る処分庁の収入認定について検討する。

保護の要否については、次官通知第10は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入充当額との対比によって決定することとし、次官通知第8-3(2)ア(ア)は「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受領額を認定すること。」とし、局長通知第8-1(4)アは「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6ヶ月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第10の10は「恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこと。」としている。

これを本件についてみると、認定事実(1)のとおり、平成25年4月22日付けで保護を申請しているが、認定事実(2)のとおり、平成25年4月15日に請求人の妻の預貯金口座に障害基礎年金131,083円、母の預貯金口座に老齢基礎年金76,033円が入金されている。

また、処分庁は、要否判定に当たり認定事実(10)のとおり、認定事実(8)で認定した障害基礎年金及び老齢基礎年金を含む1ヶ月当たりの収入109,509円の6ヶ月分に相当する657,054円及び認定事実(9)で認定した預貯金及び手持金の計547,518円の合計1,204,572円を収入充当額として認定し、認定事実(11)のとおり、最低生活費との対比を行った結果、請求人の保護申請を却下処分としたものである。

しかし、預貯金及び手持金の計547,518円には、請求人の妻の障害基礎年金及び母の老齢基礎年金の支給日（平成25年4月15日）以降の残額を含んでいると

判断され、処分庁は、収入充当額の認定において当該年金を二重に計上していると認められる。

(2) 次に、請求人の長女の奨学金について検討する。

長女の奨学金について、認定事実(4)のとおり、請求人名義の口座に入金されているが、認定事実(5)及び(9)のとおり、処分庁は、奨学金が入金されている
の口座の残高299,081円及びの口座の残高116,815円の全額を預貯金として認定している。

当該奨学金は、請求人の預貯金口座に入金されているものの、請求人世帯とは別世帯である長女の就学費用に充てられるべきものである。処分庁は、奨学金が入金されている預貯金口座の名義人が請求人であること、奨学金及び就学費用以外の出入金があると見られることをもって、当該口座の預貯金残額の全てを預貯金として認定したが、処分庁が請求人に対し十分な聴き取り等を行ったと認められる記録はなく、処分庁の判断は不適切であると認められる。

(1) のとおり年金を定期的収入及び預貯金として二重に計上のうえ認定したこと、並びに(2) のとおり奨学金の入金口座の残高全額を、十分な調査を行わずに預貯金として認定したことは不適切な判断であり、処分庁の要否判定に影響を及ぼすと考えられることから、本件処分は不当であり、取り消すべきである。

第5 結論

以上のとおり、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年8月7日

秋田県知事 佐竹 敬久



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があった

ことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。